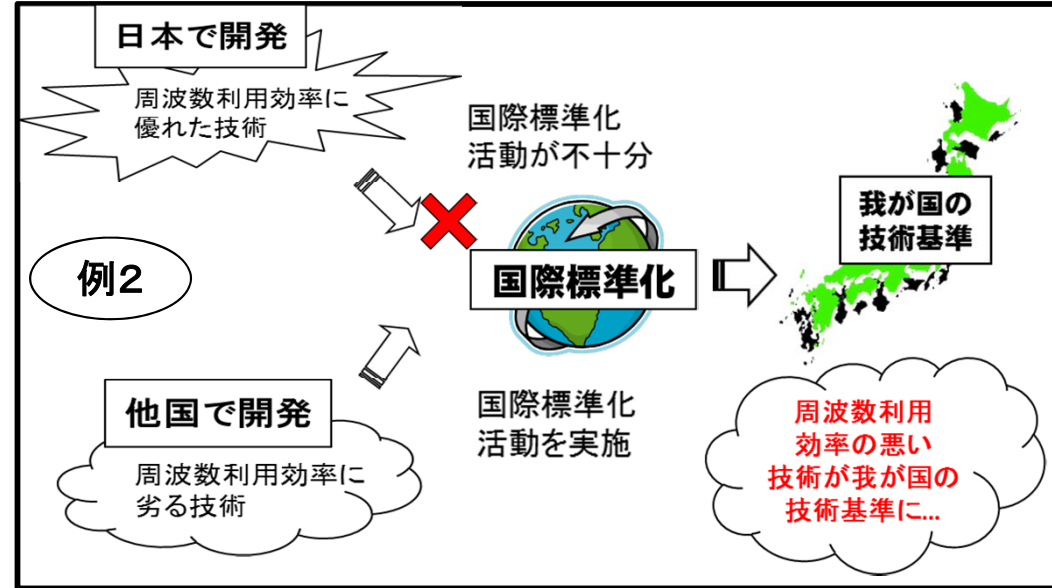
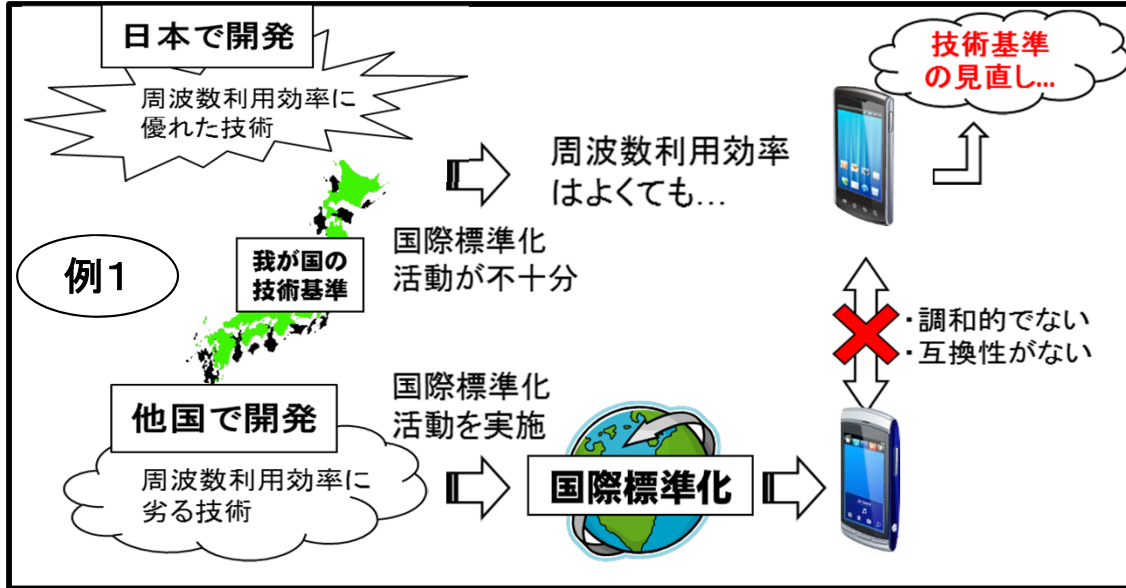


# 1 国際標準化活動（国際標準化連絡調整事務）の実施

## ■国際標準化活動（国際標準化連絡調整事務）

我が国の周波数逼迫事情に見合う周波数利用効率の高い無線技術が国際標準として採用されるよう、当該技術の国際動向を踏まえた国際機関等との連絡調整や当該技術の国際標準化を積極的・戦略的に進め、ワイヤレス分野における国際標準化活動のより一層の強化を図る必要がある。

<国際標準化活動を実施しなかった場合の問題点>



## ■平成25年度における実績（予算額 約2億円）

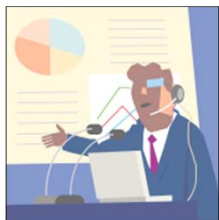
国際標準化連絡調整事務案件		実施期間
1. 安全かつ豊かで質の高い国民生活の実現	①Cospas-SarsatへのPLBビーコン制御技術の国際標準化	H22～H25
	②79GHzを用いた移動通信技術の国際標準化	H24～H28
	③次世代GMDSS(全世界的な海上遭難・安全システム)要素技術の国際標準化	H24～H28
	④移動体向け地上デジタルマルチメディア放送システム	H23～H25
2. 我が国の産業競争力の強化	⑤次世代移動通信の国際協調	H24～H27
	⑥ミリ波帯を用いた高速移動体向け大容量無線通信技術の国際標準化	H25～H27
	⑦固定無線アクセス技術等の国際標準化	H25～H27
3. ネットワークの基盤技術の確立	⑧屋内環境における電波雑音の特性等の国際標準化	H25～H27

## 2 周波数の使用等に関するリテラシーの向上

国民生活において日常的に電波を利用する機会が増加し、電波に対する関心が高まっていることを踏まえ、電波の安全性や電波の適正な利用に関する国民のリテラシー向上に向けた以下の活動に取り組んでいる。

### (1) 電波の安全性に関する情報提供(平成25年度 0.2億円)

#### ① 全国各地での説明会の開催



平成25年度は全国15箇所で開催し、約1,300名が参加。

#### ② 説明資料の作成等



電波の安全性に関する説明資料を作成、配布。

#### ③ 相談業務体制の充実



専門スタッフによる電話相談業務を実施。平成25年度の電話相談件数は全国で686件。

### (2) 電波適正利用推進員活動(平成25年度 1.3億円)

電波の適正利用に関する活動を委嘱された民間のボランティア(電波適正利用推進員)により、周知啓発活動等を実施



電波教室の実施  
(電子ブロックの組み立て)



電波相談所の開設  
(電波適正利用推進員のブース)



地域イベントにおける周知活動

平成25年度の主な活動実績

- 周知啓発活動 3,312件
- 混信等の相談・助言 114件
- 総合通信局への協力 241件

### (3) 無線LANの情報セキュリティに関する普及啓発(平成25年度 0.3億円)

スマートフォンの急速な普及による移動体通信量の増大に対処するため、無線LANの安全な利用及び設置に関する普及啓発を実施



セミナーの実施



普及啓発テキストの作成

平成25年度の主な活動実績

- セミナー実施回数 11回
- セミナー参加人数 約1,490名
- 普及啓発テキストの作成

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/security/wi-fi.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/wi-fi.html)

# 3-1 電波資源拡大のための研究開発（課題提案型）

## ■戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE※）

情報通信分野において、独創性・新規性に富む研究開発課題を、大学・独立行政法人・企業・地方公共団体の研究機関などから広く公募し、外部有識者による選考評価の上研究を委託することで、地域や研究開発実施者に主体性のある先端技術の研究開発を支援する競争的資金。

※ Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme

## ■平成26年度予定プログラム

### (1) ICTイノベーション創成型研究開発

国として今後取り組むべき現時点の課題を分類及び整理した「研究開発戦略マップ」において、イノベーションを創出する独創性や新規性に富む研究開発を推進。

### (2) 若手ICT研究者等育成型研究開発

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成することや中小企業の斬新な技術を発掘するために、若手研究者又は中小企業の研究者が提案する研究開発（ビッグデータの利活用のための研究開発を含む）を推進。

### (3) 電波有効利用促進型研究開発

電波の有効利用をより一層推進する観点から、新たなニーズに対応した無線技術をタイムリーに実現するとともに、電波利用環境を保護するための技術の研究開発を推進。

### (4) 地域ICT振興型研究開発

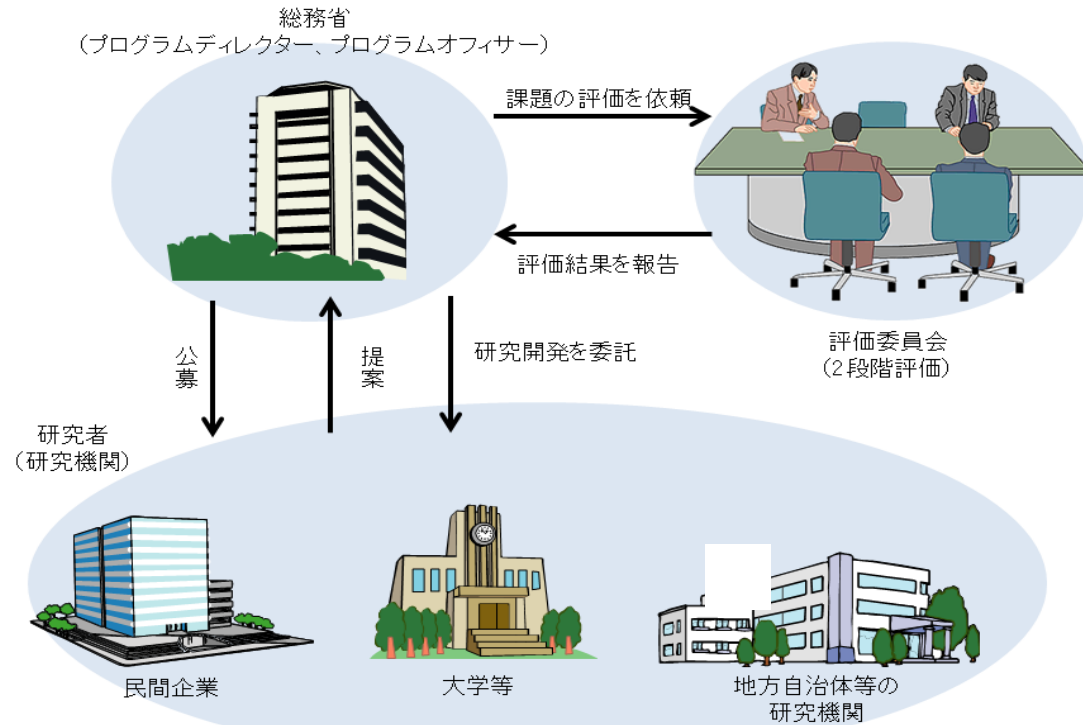
ICTの利活用によって地域貢献や地域社会の活性化を図るために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等が提案する研究開発を推進。

### (5) 国際連携型研究開発

研究開発の初期の段階から国際標準化や実用化等の出口を見据え、各国の有する技術の優位性を踏まえつつ、外国政府との連携による戦略的な研究開発を推進。

### (6) 先進的通信アプリケーション開発推進型研究開発

新世代ネットワーク（将来ネットワーク）の展開を加速し、イノベーション、新市場の創出、国際競争力強化等を図るため、経路制御、帯域制御等の新世代ネットワークの機能を用いた先進的な通信アプリケーションの開発を推進。



(平成26年度予算案:25.5億円、電波利用料財源5.0億円を含む)

## 3-2 戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE) 電波有効利用促進型

### ■対象

大学や民間企業の研究者

なお、若手ワイヤレス研究者等育成型については、「若手研究者」又は「中小企業の要件」を満たす必要がある。

### ■研究費等(間接経費:直接経費の30%を上限として別途配分)

(1)先進的電波有効利用型(公募対象はフェーズⅠ及びⅡ)

フェーズ	年間研究費(上限)	研究期間
フェーズⅠ	500万円	1か年度
フェーズⅡ	3,000万円	最長2か年度

(2)若手ワイヤレス研究者等育成型(公募対象はフェーズⅠのみ)

フェーズ	年間研究費(上限)	研究期間
フェーズⅠ	300万円	1か年度
フェーズⅡ	1,000万円	最長2か年度

### ■評価のポイント

- 新しい電波利用の実現に向けた研究開発か
- おおむね5年以内に開発される技術として到達目標が明確に設定されているか
- 周波数を効率的に利用するための技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進するための技術であるか

### ■平成25年度の応募・採択状況

採択件数 / 応募件数	計	大学	民間	その他
先進的電波有効利用型(フェーズⅠ)	24 / 52	23 / 41	1 / 8	0 / 3
先進的電波有効利用型(フェーズⅡ)	7 / 17	6 / 14	1 / 3	-
若手ワイヤレス研究者等育成型(フェーズⅠ)	6 / 9	6 / 7	0 / 1	0 / 1

### ■採択課題の技術テーマ

アンテナ:9件 干渉低減:7件 センサ:6件 回路:6件 変調:3件 測定:2件 その他:4件

## 4-1 無線従事者資格制度の概要

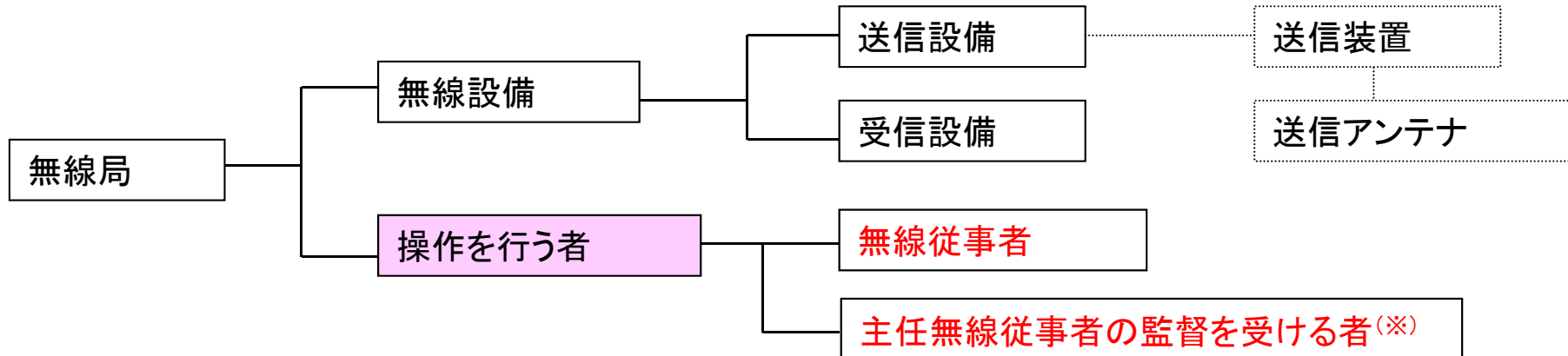
### ■ 資格主義

無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、…無線局の無線設備の操作を行ってはならない。(電波法第39条第1項)

無線設備を良好に運用するためには、操作に関する専門的知識と技能が必要であることから、操作する者に対し、一定の知識と技能を要求する「資格主義」を取り、電波の能率的な利用を図っている。

### ■ 資格主義の例外(電波法第39条第1項)

- ① 簡易な操作であって総務省令で定めるもの(電波法施行規則第33条 免許を要しない無線局、携帯電話等)
- ② 船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充できないとき 等



※主任無線従事者制度：無線設備の操作の監督を行う者として選任された「主任無線従事者」の監督を受ければ、無資格者でも無線設備（アマチュア無線局を除く）の操作（モールス電信等は除く）が行えるもの。（5年間で3ヶ月以上無線設備の操作に従事した経験が必要）

資格の取得方法	免許取得者数(平成25年度)
国家試験(指定試験機関である(公財)日本無線協会が実施)	21,276人(全科目免除者350人を含む。)
養成課程(日本無線協会・日本アマチュア無線振興協会等が実施)	60,714人
学校の卒業者	2,801人
認定講習課程	58人

平成25年度免許取得者  
合計84,144人

## 4-2 無線従事者資格の種類

分野	資格名	操作ができる主な無線設備
総合	第一級総合無線通信士	すべての船舶局、海岸局、航空機局
	第二級総合無線通信士	遠洋漁船の船舶局や中規模の漁業用海岸局
	第三級総合無線通信士	漁船の船舶局や小規模の漁業用海岸局
海上	第一級海上無線通信士	すべてのGMDSS <sup>(※)</sup> 対応の船舶局 (船上保守可能)
	第二級海上無線通信士	すべてのGMDSS <sup>(※)</sup> 対応の船舶局 (船上保守一部可能)
	第三級海上無線通信士	すべてのGMDSS <sup>(※)</sup> 対応の船舶局 (船上保守不可)
	第四級海上無線通信士	漁船の無線電話の船舶局
	第一級海上特殊無線技士	GMDSS <sup>(※)</sup> 対応の漁船の船舶局
	第二級海上特殊無線技士	沿岸で操業する漁船の船舶局
	第三級海上特殊無線技士	プレジャーボート、沿岸の小型漁船の船舶局
	レーダー級海上特殊無線技士	船舶のレーダー
航空	航空無線通信士	すべての航空局、航空機局
	航空特殊無線技士	自家用航空機の航空機局

分野	資格名	操作ができる主な無線設備
陸上	第一級陸上無線技術士	テレビジョン放送局、中波放送局、固定局等すべての陸上の無線局
	第二級陸上無線技術士	500W以下のテレビジョン放送局、2kW以下の中波放送局及び固定局等
	第一級陸上特殊無線技士	電気通信事業者等の多重中継局(固定局)等
	第二級陸上特殊無線技士	警察の無線標定陸上局等
	第三級陸上特殊無線技士	タクシー等の基地局等
	国内電信級陸上特殊無線技士	陸上のモールス無線電信局
アマチュア	第一級アマチュア無線技士	すべてのアマチュア局
	第二級アマチュア無線技士	200W以下のアマチュア局
	第三級アマチュア無線技士	50W以下のアマチュア局(周波数に制限あり)
	第四級アマチュア無線技士	20W以下の無線電話のアマチュア局(周波数に制限あり)

(※) GMDSS: Global Maritime Distress and Safety System  
海上における遭難及び安全の世界的制度